

座間市公共施設利活用指針

平成27年3月

目 次

はじめに

1 指針策定の経緯	
指針策定の経緯	2
2 対象施設の概要と施設更新等の費用試算 ～座間市公共施設白書から～	
(1) 対象施設	3
(2) 対象施設の現状	3
(3) 施設更新等の費用試算	8
3 公共施設利活用の方針	
(1) 利活用の視点	10
(2) 基本方針	11
4 施設の保全及び更新に関する方向	
※「市の核づくり計画」関連施設	13
(1) 行政系施設	13
(2) 生涯学習施設	13
(3) 健康・スポーツ施設	14
(4) 教育学習施設	14
(5) 福祉施設	15
(6) コミュニティセンター・集会所	15
(7) 市営住宅	16
(8) リサイクル・清掃関連施設	16
(9) 公園・その他の施設	17
5 今後の進め方	
(1) 「(仮)座間市公共施設再整備計画」の策定	18
(2) 庁内推進体制の整備	21

はじめに

現在の公共施設を身の丈に合った良質な資産として、いかに次世代に引き継いでいくか。

市としてこの大きな命題に取り組むため、平成25年3月に「座間市公共施設白書」をまとめ、これを基に公共施設の有効活用と効率的な運営管理、さらには施設再編等を具体的に進める方策を検討してまいりました。

この白書で、これまで市の発展と共に整備を進めてきたさまざまな公共施設の多くが老朽化しつつあることが明らかになりました。そして、これらの施設の大規模改修や建て替えに要する費用は、現状における施設の改修等に充当している財源を大きく上回っており、全ての建物を改修、更新した場合には、今後20年間で約300億円の新たな支出増になると想定されています。このため、現在の施設を将来にわたって保有し続けることは、財政運営上極めて困難であり、施設総量の削減を図っていく必要があります。

こうした厳しい現実と将来見通しを踏まえ、限られた財源の中で可能な限り市民サービスの質を低下させることなく、今後の公共施設を維持、管理、運営していくための指針として、ここに「座間市公共施設利活用指針」を定めました。

この利活用指針は、各公共施設のあり方や方向性を総合的な観点から検討し、再整備を行うための基本的な考え方を示したものであり、この指針策定に際しては、案の段階でパブリックコメントを実施し、公共施設を利用される市民皆様からも貴重なご意見等をいただきました。それらをしっかりと受け止め、公共施設サービスを将来にわたり効果的、効率的に提供できるよう、利活用指針に沿った取り組みを着実に進めてまいります。市民皆様の変わらぬご理解とご協力をお願いいたします。

座間市長 遠藤 三紀夫

1. 指針策定の経緯

『現在の公共施設を身の丈に合った良質な資産として、いかに次世代に引き継いでいくか?・・・』

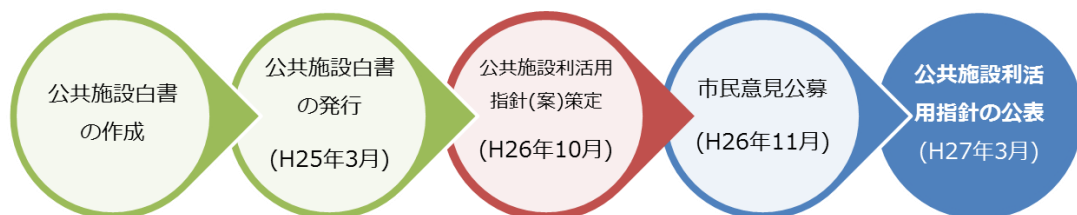
市としてこの大きな命題に取り組むため、平成23年3月に策定した「第四次座間市総合計画」において、新しく7つの分野で重点的に取り組む戦略プロジェクトを示し、その一つとして「座間市公共施設利活用指針」の策定を位置づけました。

これは、時代のニーズに応じて整備を進めてきた公共施設の更新等が、今後の大きな財政負担となることから、良好な施設サービスを持続して提供するため、施設の再整備等の基本的な方向を指針として定めるものです。

この指針づくりの第1段階として「座間市公共施設白書」を平成25年3月に作成し、個別施設の資産価値や運営状況、フルコスト等の現状を明らかにするとともに、今後20年にわたる将来の施設改修や更新にかかる財政負担を想定し、課題を整理しました。今回、試算した費用は、建物系施設に限ったものですが、日常生活に直結しているインフラストラクチャー施設（道路、橋りょうなど）の改修、更新にも膨大な費用が掛かると考えられ、将来的には、この財政負担も含めた検討を行う必要があります。

以上のことから、まず、公共施設白書を基礎資料として、適正な施設配置と効率的な管理運営を模索する中で、施設再編等を具体的に進める「座間市公共施設利活用指針」づくりに取り組むこととしたものです。

戦略プロジェクト全体のながれ



2. 対象施設の概要と施設更新等の費用試算

～公共施設白書から～

(1) 対象施設

本市の公共施設（市の公有財産）は、市民体育館や市民文化会館をはじめ、小中学校や公民館、コミュニティセンターなどの建物系施設と道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤系施設に大別されます。

「座間市公共施設白書」においては、まず建物を持続可能な施設水準に再編するとともに、建物自体の長寿命化を図るという観点から、建物系施設を対象としておりましたが、この利活用指針においても、同様の取り扱いとしました。

したがって、今回策定する「座間市公共施設利活用指針」の対象施設についても、平成23年度決算に基づく85の建物系施設とします。

(2) 対象施設の現状

対象施設の内訳は、次のとおりで、平成23年度決算での総床面積は約25万2,400㎡、建物の期末簿価は合計で約405億8,700万円、土地の期末簿価は約364億5,900万円となっています。

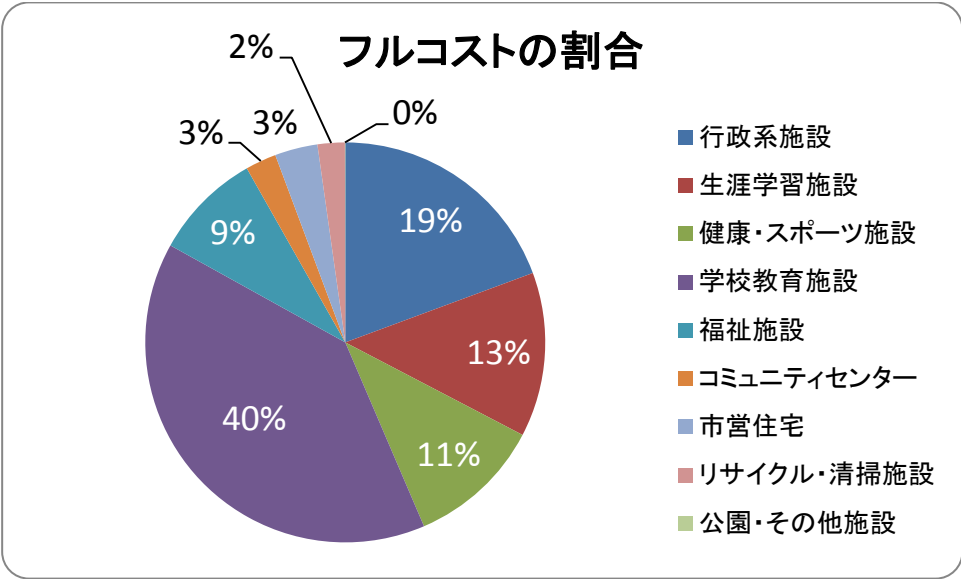
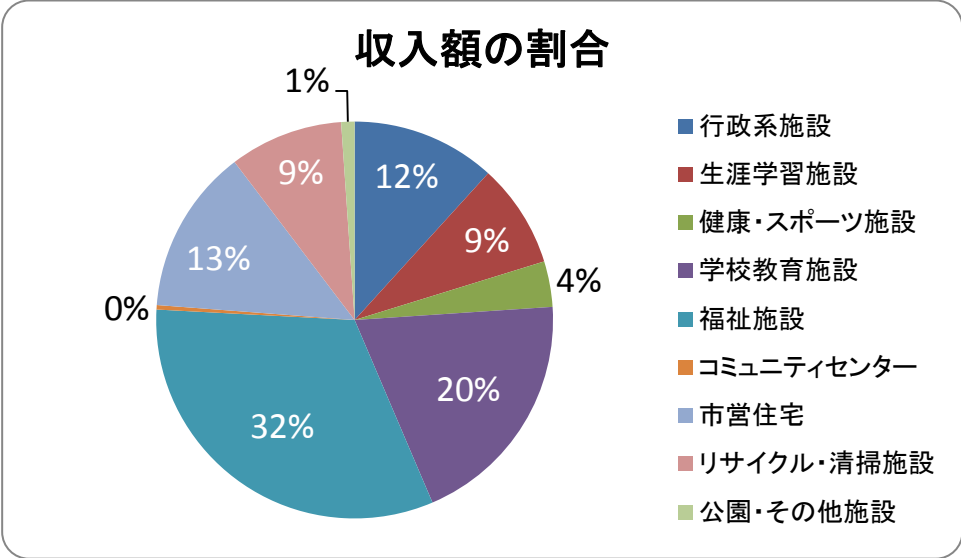
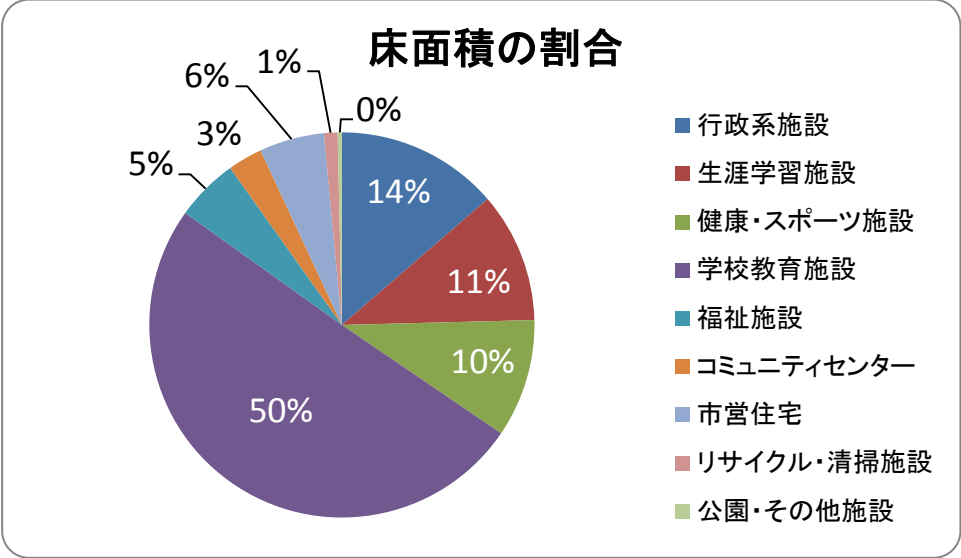
床面積を分野別にみると、学校教育施設が約12万7,100㎡で最も多く、次いで市庁舎などの行政系施設が約3万4,500㎡、生涯学習施設の約2万7,600㎡の順となっており、小中学校の床面積が全体の約50%を占めていることがわかります。

これらの施設のフルコストをみると、合計額は約388億9,900万円となり、最も高い施設は学校教育施設の約153億6,900万円で、全体の約39%を占めています。次いで、行政系施設の約19%、生涯学習施設の約13%、健康・スポーツ施設の約11%の順となっています。

一方、施設全体の収入額は、約7億300万円程度であり、フルコスト合計額の約1.8%にとどまっています。

施設別内訳表（平成23年度）

区分	施設名	数	床面積(m ²)	収入額(千円)	フルコスト(千円)
1	行政系施設	9	34,475	82,680	7,532,648
	市庁舎	3	31,454	42,166	5,893,959
	消防施設	6	3,021	40,514	1,638,689
2	生涯学習施設	7	27,612	59,626	5,173,280
	公民館	1	1,655	322	334,169
	文化センター	2	2,647	590	727,422
	青少年センター	1	1,586	1,370	182,320
	市民文化会館	1	17,385	36,471	3,515,330
	図書館	1	3,524	19,483	242,973
	清川自然の村	1	815	1,390	171,067
3	健康・スポーツ施設	3	25,040	26,112	4,243,316
	市民健康センター	1	2,094	1,754	399,324
	市民体育館等	2	22,946	24,358	3,843,992
4	学校教育施設	17	127,101	138,149	15,369,056
	小学校	11	80,519	123,768	10,276,353
	中学校	6	46,582	14,381	5,092,703
5	福祉施設	25	13,333	226,929	3,403,175
	保育園	9	4,814	221,391	1,723,289
	児童館	4	1,281	8	448,324
	老人憩いの家	7	1,073	15	223,482
	総合福祉センター	1	3,668	5,084	361,033
	生きがいセンター	1	1,106	0	331,555
	もくせい園	1	465	0	101,912
	通園センター等	2	926	431	207,579
6	コミュニティセンター	9	7,332	2,554	974,685
7	市営住宅	9	13,747	94,613	1,347,048
8	リサイクル・清掃施設	4	2,881	65,127	856,024
9	公園・その他施設	2	895	7,643	11,200
	合 計	85	252,416	703,433	38,899,232



資料：決算状況調べ（平成 23（2011）年度）

フルコストとは？

施設経費と事業運営経費と減価償却費の合計額



※維持補修費：施設を維持するために支出された経費（施設の形状、構造そのものを改良する経費は、普通建設事業費となり含みません。）

※普通建設事業費：学校など各種社会資本の新增設事業を行う際に必要な経費

※事業費：各種事業に要する経費全般

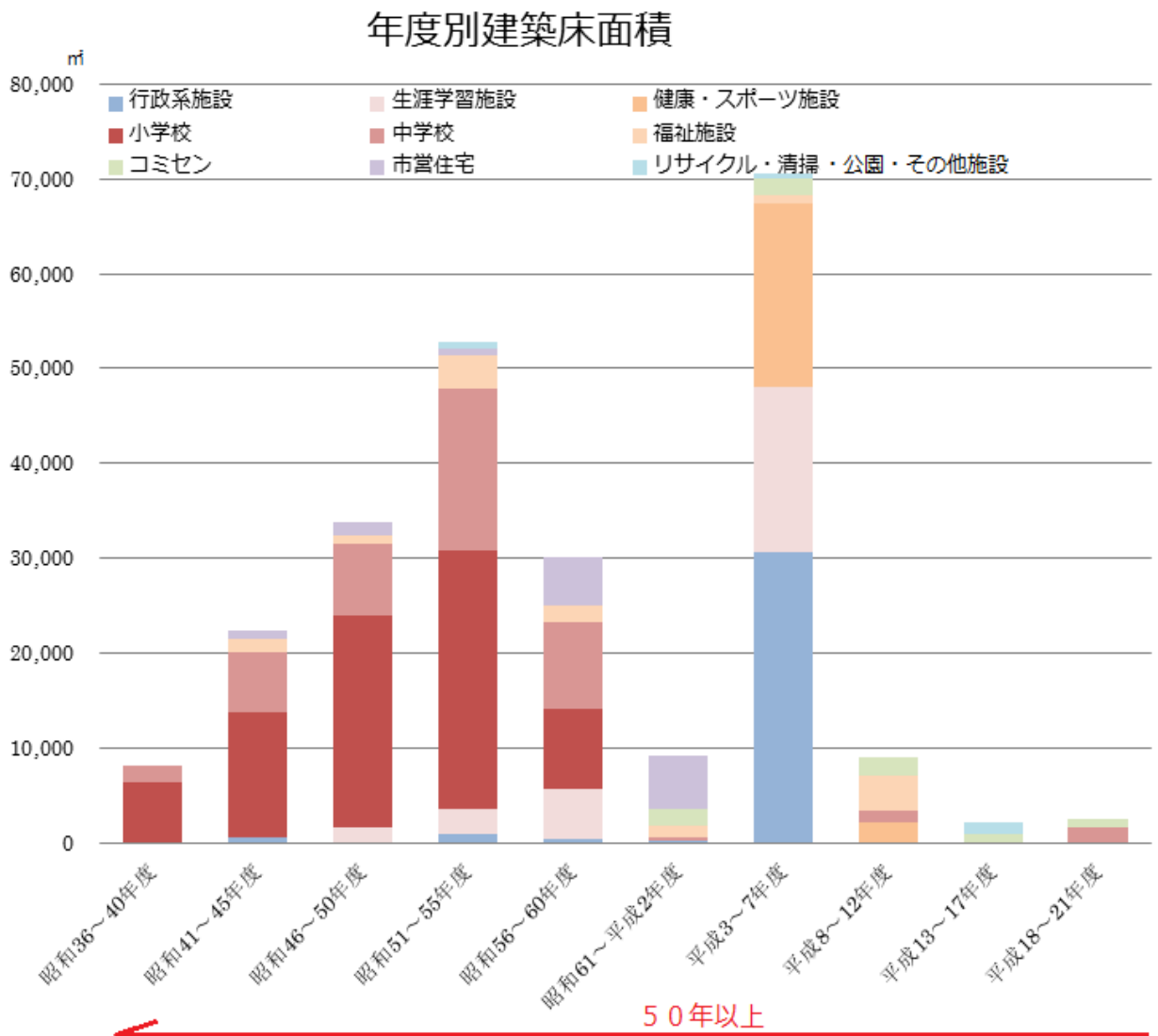
※人件費：当該年度の平均給与額に実人数分を乗じて算出

※物件費：賃金、旅費、交際費、需用費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等

次に、対象施設の建築年度別では、市の人口急増期であった昭和40年代から50年代に建設が集中しており、その後は、ほとんど件数が伸びていないことが分かります。

また、床面積ベースでは、平成3年度から平成7年度の間が突出していますが、これは、市の核づくり計画として、市民体育館、市庁舎、市民文化会館などの大規模施設が建設されたことによるものです。

このように、現有施設の大半が平成7年度以前に集中して建設されており、新しいものでも20年、古いものでは50年が経過していることから、施設、設備の老朽化への対応とともに、これら施設の建て替えや大規模修繕の時期をできる限り分散し、計画的に更新等を行っていく必要があります。



(3) 施設更新等の費用試算

対象施設について、①鉄筋コンクリート造りは30年で大規模修繕を行い、60年で建て替える、②非鉄筋コンクリート造りは大規模修繕を行わず、40年で建て替えるなど、一定の条件のもとに試算すると、平成25年度から平成44年度までの20年間に必要な建て替え・大規模修繕の費用として約279億8,300万円が必要になります。

施設別では、学校教育施設の合計額約165億4,000万円が最も多く、次いで行政系施設の約36億4,100万円、生涯学習施設の約22億8,800万円の順となっています。

そして、今後20年間に必要な建て替え・大規模修繕の費用に、平成24年度までの建て替え・大規模修繕未実施分約128億8,600万円を加えると、総額では約408億6,900万円となり、年平均で約20億円程度の支出が必要になります。

一方、平成21年度から平成23年度までに支出された維持管理費用の年平均額は約5億円程度であり、全ての施設を大規模修繕し、建て替えを実施する場合は、年間約15億円、今後20年間では約300億円程度の支出が新たに増えることになります。

このような費用試算に加え、経費の抑制努力を上回る市税収入等の減少や扶助費等の増加が続き、財政の硬直化が進んできているため、新たな事業費の確保が困難な状況にあります。

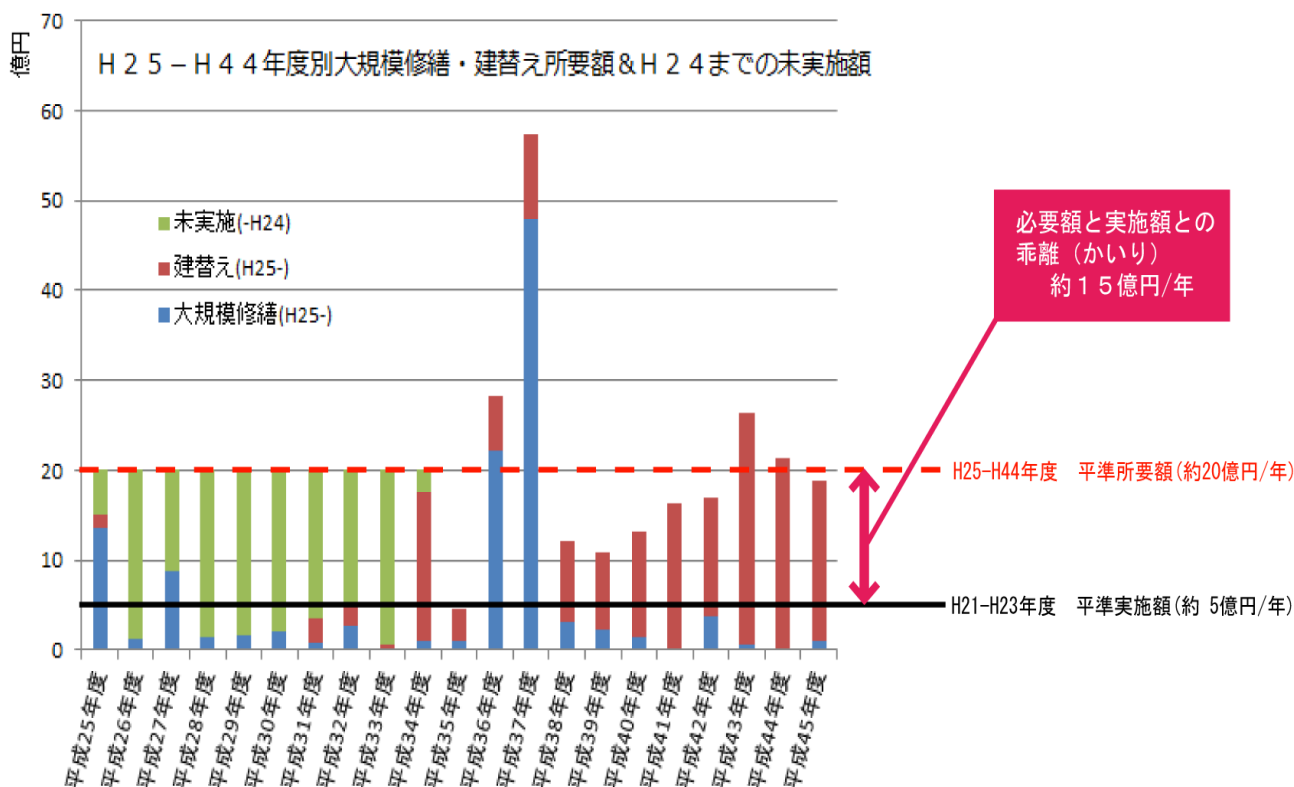
公共施設を良質な資産として次世代に引き継いでいくためには、様々な観点から施設を整備、活用していく方策を具体的に検討していく必要があります。

今後20年間(平成25年度～平成44年度)に要する費用の試算結果

項 目	所要額	備 考
大規模修繕に要する費用	約 1 1 6 億 2,200 万円	
建て替えに要する費用	約 1 6 3 億 6,100 万円	
小 計	約 2 7 9 億 8,300 万円	(年平均約 1 4 億円)
大規模修繕・		
建て替え未実施額	約 1 2 8 億 8,600 万円	
合 計	約 4 0 8 億 6,900 万円	(年平均約 2 0 億円)

平成25年度～平成44年度

年度別大規模修繕費用・建て替え所要額及び平成24年度までの未実施額



3. 公共施設利活用の方針

(1) 利活用の視点

公共施設の利活用にあたっては、施設サービスの適正化や適切な保全のあり方などについて、今後20年にわたる公共施設のあり方を見据えた中で、次のような視点から検討し、計画的に取り組みを進めていく必要があります。

① 社会経済情勢の変化

公共施設の建設当時と現在の社会経済情勢は大きく変化してきており、少子高齢化が進展し、市の財政状況も厳しさを増す中で、今後の利活用について多角的に検討し、多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

② 適正配置と有効活用

現有施設については、市庁舎、市民体育館、市民文化会館等、全市的公共施設を除き、地域ごとの施設数や規模、機能、位置、建設年、アクセス状況等を総合的に検討し、適正な施設配置を行う必要があります。また、その際には施設の多機能化や多目的利用を図るとともに、効率的で質の高いサービスを提供することが必要です。

③ 施設サービスの適正化

行政が行う施設サービスについて、その必要性等を明確化し、提供主体を民間企業や団体等に委ねることも含めて、「市民サービスの維持向上」と「コスト縮減」の観点から個々に見直しを行う必要があります。また、各施設においては、受益者負担の原則による使用料等の適正化と日常的な管理運営の効率化を徹底する必要があります。

④ 長期目標の設定

今後、全ての現有施設について大規模改修や建て替えを行うことは、財政運営上も厳しい状況であることから、財政負担の軽減・平準化に向けての長期的な目標設定が必要です。また、管理運営面でもフルコストの削減や収入増につながる方策についての数値目標を検討する必要があります。

⑤ 市民との協働

施設サービスや施設管理を地域、市民団体等と連携、協力して提供するなど、協

働について検討する必要があります。また、施設の再整備にあたっては、地域や利用者の意見・ニーズの把握に努め、その意向を反映することが重要です。

⑥ 庁内組織体制

市の総合計画や予算との総合的な調整、さらには施設の再整備を一元的に管理する組織を設けるなど、今後の公共施設の利活用を効果的に推進する庁内体制づくりが必要です。

(2) 基本方針

利活用の視点を踏まえ、次の3つの方針を今後の公共施設利活用の基本的な考え方とします。

<方針1> 施設サービスを仕分けして効率化を図ります

① 施設サービスの仕分け

市が提供している施設サービスについて、その必要性を見極め、存続・統合・民営化・廃止等の位置づけを明確にします。

② 施設機能等の検証と施設サービスの集約化

施設サービスの仕分けと同時に、サービスを実施している施設自体の機能や老朽化の状況等を合わせて検証し、施設サービスの集約化を図ります。

③ 施設の将来方向の決定

施設サービスの仕分け結果を踏まえて、現有施設の将来方向を定め、存続すべき施設を限定します。

<方針2> 施設総数を縮減し、施設にかかる経費を減らします

① 施設総数の縮減

存続施設以外の施設については、統廃合等を推進し、現有施設の総数を縮減します。また、統廃合等により不用になった施設については、売却、貸出等を含め、新たな活用方法を多角的に検討します。

② 施設の長寿命化と更新

将来にわたり存続すべき施設については、不具合の発生等に対する早期の対応

など、計画的な保全に努め、施設、設備の長寿命化を図ります。また、大規模修繕や建て替えに際しては、施設の適正配置や他施設との複合化、多機能化を合わせて検討します。

③ 施設の移設、廃止

民有地に建設されている公共施設は、建て替え時に合わせて移設または他の施設への統合等により原則として廃止します。

④ 施設の広域的利用等

時代の変化と共に求められる施設サービスを提供する方策として、県や周辺自治体と連携した施設の広域的利用、共同整備等を検討します。

<方針 3> 運営コストの削減とサービス提供主体の多様化を推進します

① 受益者負担の適正化

利用者からの負担金の徴収が可能な施設については、その水準が全て適正であるかどうか改めて検討を行います。その際には、利用者が負担可能であるかどうかの視点をはじめ、運営コストとの対比や他都市類似施設との比較等、さまざまな観点からの検討を行います。

② 民間活力の導入

指定管理者制度やPFIをはじめとした民間企業等のもつ多様な知識、ノウハウの活用等、より効率的な管理運営に資する方策を積極的に取り入れます。

また、施設の所有権を民間に委譲することについても、費用抑制につながるのであれば、中長期的な視点から選択肢の一つとします。

③ 協働による施設運営

地域に密着した施設については、可能な範囲で市民や地域団体等との協働によるサービス提供、管理運営を行います。

4. 施設の保全及び更新に関する方向

(1) 施設の方向性

公共施設利活用の方針に基づき、現有施設の保全及び更新に関する今後の方向を次のとおり定めます。

なお、大規模修繕を行う際には、単に機能の維持・保全だけでなく、施設機能を引き上げる効果やコストダウンにつながるのであれば、費用をかけても実施するなど、LCC（生涯費用）の低減の観点からも検討します。

※ 「市の核づくり計画」関連施設

「市の核づくり計画」により整備された市民体育館、市庁舎、ふれあい会館、市民文化会館、市民健康センターは、平成6年度から平成8年度にかけて集中的に整備された施設であり、間もなく建設後20年が経過します。これらの施設は、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、大規模修繕や建て替え時期がほぼ同時期となることから、その対応策の検討を早い段階から進めます。同時に、他の施設の機能をこれらの施設に統合することも含め、市が所有する施設全体の有効活用を推進するとともに、コスト縮減を図ります。

① 行政系施設

○市庁舎

「市の核づくり計画」関連施設に記載

○消防施設

昭和45年度に建設され、老朽化が進んでいる消防署庁舎は、キャンプ座間の一部返還跡地に建て替えることとし、新消防庁舎には市民の防災活動啓発のためのスペースを併設するなど、消防、防災活動の拠点としての機能強化を図ります。また、移転により用途廃止となる現消防庁舎の跡地を有効活用するための方策を多角的に検討します。また、二つの消防分署については、施設の老朽化に対応する大規模改修等を含め、計画的な維持管理を進めます。

② 生涯学習施設

○公民館、地区文化センター、青少年センター

いずれも建設後30年が経過しているため、各施設におけるサービスの仕分けな

どにより将来方向の位置づけをきちんと行い、存続する施設については、施設、設備の老朽化に対応した修繕等を計画的に進めます。また、効率的な管理運営のために民間活力の導入を含め多角的に検討します。

○市民文化会館

「市の核づくり計画」関連施設に記載

○図書館

図書館は、昭和58年度に建設され、施設の老朽化が進んでいるため、大規模修繕の実施について検討します。その際には、民間活力の導入等、図書館サービスのあり方を多角的に検討します。

③ 健康・スポーツ施設

○市民健康センター、市民体育館

「市の核づくり計画」関連施設に記載

○プール

プールは、これまで社会教育施設として、地域住民が誰でも利用できる施設としての役割を果たすとともに、学校教育施設として、また、一部防災の観点からの役割も担ってきました。しかしながら、夏休み期間における利用者数はレジャーの多様化や少子化の影響から激減しており、さらに、施設の老朽化に伴う維持管理費用の問題もあるため、今後、小学校のプール授業に配慮しつつ、費用対効果等を含めて、施設のあり方について検討します。

④ 学校教育施設

○小学校・中学校

市内の小学校11校、中学校6校は、建設後30年を超える施設が大半を占めていることから、維持補修を計画的に進め、児童・生徒の安全確保と良好な教育環境の整備を行い、施設・設備の長寿命化に努めます。また、大規模修繕や建て替えの際には、児童・生徒数の動向等を勘案しながら、施設面積の縮減の可能性について検討するとともに、多機能化や他の施設との複合化、さらに小中一貫校の設置及び統廃合などによる適切な利活用方策を検討します。

⑤ 福祉施設

○保育園

保育園は、「第四次座間市総合計画」における施策9 保育対策、及び、「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画 後期計画」に基づいて、充実した保育環境が整備され、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに育まれる保育の運営が可能となるように、老朽化した施設の建て替えを主として、平成24年度に民営化対象4園、直営維持5園とする座間市保育園整備計画を策定しましたが、本指針の趣旨を踏まえ、施設経費の低減と保育の質の確保の両立を図ることのできる方策を長期的視点に立って、座間市保育園整備計画の進捗を管理していきます。

○児童館

児童館は、コミュニティセンターにその機能を統合することによって、現在は4館となっていますが、3館については児童ホームを併設しています。児童ホームの運営に配慮した上で、施設サービスの仕分けを行いながら、施設の老朽化等の状況を踏まえた中で、他の施設への機能統合を図ります。

○老人憩いの家

老人憩いの家は、7館全てが木造で、うち6館は建設後30年を経過しているため、他の施設への機能統合に加え、可能な範囲で市民や地域団体等にサービス提供や管理運営を委ねるなど、施設の所有を含めた民間への委譲、効果的な活用方法を検討します。

○総合福祉センター

総合福祉センターは、平成12年度に建設され、総合的な福祉の拠点として機能しており、今後とも計画的に維持補修等を行い、施設の長寿命化を図ります。今後、大規模修繕を行う際には、施設の使用料等も合わせて検討し、より効率的、効果的な管理運営を目指します。

○生きがいセンター

生きがいセンターは、指定管理者と連携して、高齢者、障がい者の自立と社会参加を促進しており、今後、施設の老朽化に対応した大規模修繕等を計画する際には、他施設への統合の可能性を検討します。

また、地域との協働による運営や施設の所有を含めた民間への委譲など、効果

的、効率的なサービス提供のあり方についても検討します。

○もくせい園

もくせい園は、指定管理者と連携して、18歳以上の知的障がい者の通所施設として各種支援に努めていますが、建築後30年以上が経過していることから、大規模修繕等を計画する際には、他施設への統合の可能性を検討します。

○通園センター

通園センターは、子育て支援センター、児童ホーム、障がい者日中一時支援事業、の3事業を行っています。施設については、建築後30年以上が経過していることから、大規模修繕等を計画する際には、他施設への統合の可能性を検討します。

また、サービス提供や管理運営を委ねるなど、効果的、効率的なサービス提供のあり方についても検討します。

⑥ コミュニティセンター・集会所

市内8館のコミュニティセンターは、それぞれの指定管理者により運営され、多彩な市民活動の場として活用されています。今後は、施設の老朽化に対応した維持補修等により長寿命化を図るとともに、大規模修繕等を計画する際には、他施設への統合の可能性を検討します。

ひばりが丘集会所については、建設後30年が経過し、老朽化が進んでいるため、地域との連携の中で施設のあり方を総合的に検討します。

⑦ 市営住宅

市営住宅は、現在340戸で「市営住宅管理計画」により計画的な建て替えと適切な維持管理に努めています。今後は、住宅総量を維持する中で、民間活力・民間ストックを積極的に導入するなど、効果的な整備・管理手法について多角的に検討します。

⑧ リサイクル・清掃関連施設

○リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、廃棄物の減量化、資源化、リサイクル活動の意識啓発を目的として平成15年度に建設された比較的新しい施設であり、多機能化や他施設との統合を視野に入れて今後のあり方を検討します。

○資源リサイクルセンター

資源リサイクルセンターは、平成4年度に建設され、その後、廃プラスチックの処理を行うために建設された第2資源リサイクルセンターと合わせて、資源物の収集、処理を行っており、適切な維持管理を行う中で、総合的な視点から施設の統合、再配置を検討します。

○クリーンセンター

クリーンセンターは、清掃事業を具体的に推進する事務所で、建設後32年が経過する旧市役所分庁舎を活用しています。今後は、リサイクル関係施設と合わせて、総合的な視点からの施設の統合、再配置を検討します。

⑨ 公園・その他施設

旧市役所分庁舎は、建設後30年以上経過しており、倉庫等で利用している状況のため、周辺の施設を含めて今後の活用方法等を検討します。

さがみ野自転車駐車場は、利用率が高く、利用料収入が運営経費を上回っているため、適切な維持管理を行い、有料施設として長寿命化を図ります。

その他、公園管理棟等の施設についても、計画的な維持補修に努めます。

(2) 施設の統廃合等による土地の有効活用

統廃合等により施設の機能を集約すると、元の施設があった土地が空くことになり、その土地が市有地であれば売却や賃貸することで収入を確保することができます。この収入を公共施設の整備資金として充てることができれば、施設の更新費用の財源として財政計画に組み込むことができ、借地に設置された施設を市有地にある施設に複合化できれば、借地料が不要となり維持管理経費の削減になります。

このほか、市が所有している土地で利用目的が明確に決まっていない土地についても、同様の手法で収入を確保することや、土地の交換などにより借地を解消することができるため、積極的に活用を検討していく必要があります。

5. 今後の進め方

(1) 「(仮) 公共施設再整備計画」の策定

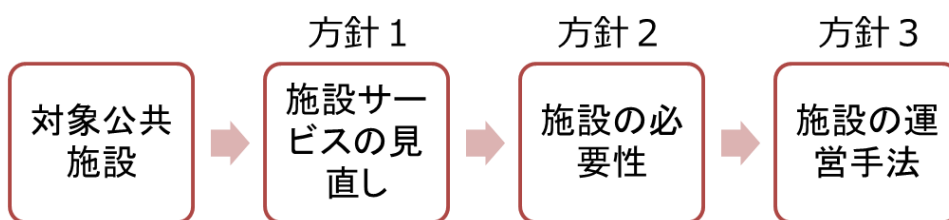
当指針で示した「公共施設利活用の方針」及び「施設の保全及び更新に関する方向」、さらに今後の財政状況等を踏まえ、現有施設のあり方を具体化する「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を策定します。

「(仮) 座間市公共施設再整備計画」は、単に施設の削減を推し進めるためのものではなく、これまでに蓄積してきた市民の貴重な財産である公共施設を有効に活用し、かつ将来に大きな負担を残さないように引き継ぐ考えをまとめたものです。

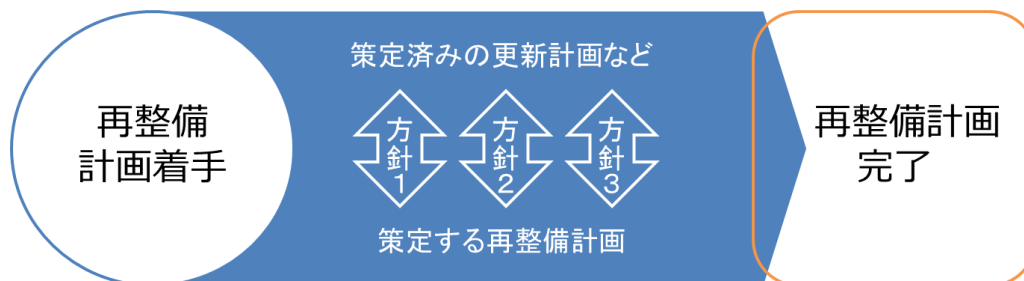
まず第一段階として、公共施設の所管部署は、当指針を準拠し「(仮) 公共施設再整備計画」策定に取り組みます。

「(仮) 公共施設再整備計画」は、次の手順を基本とします。

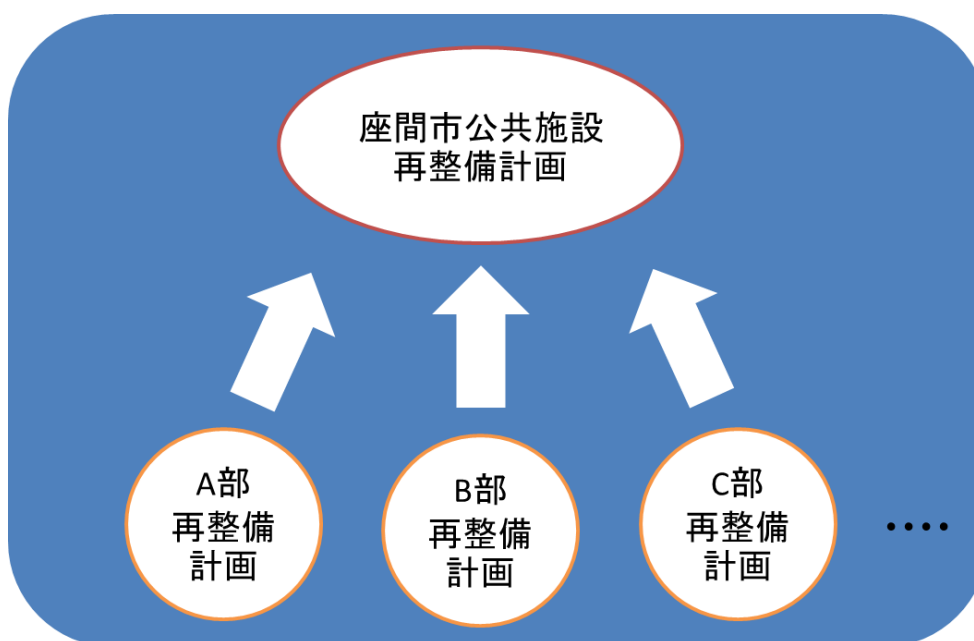
(仮) 公共施設再整備計画策定手順



また、各公共施設の所管部署において、既に公共施設の更新計画や長寿命化計画などを策定している場合は、それら計画の見直しを行い再整備計画とします。

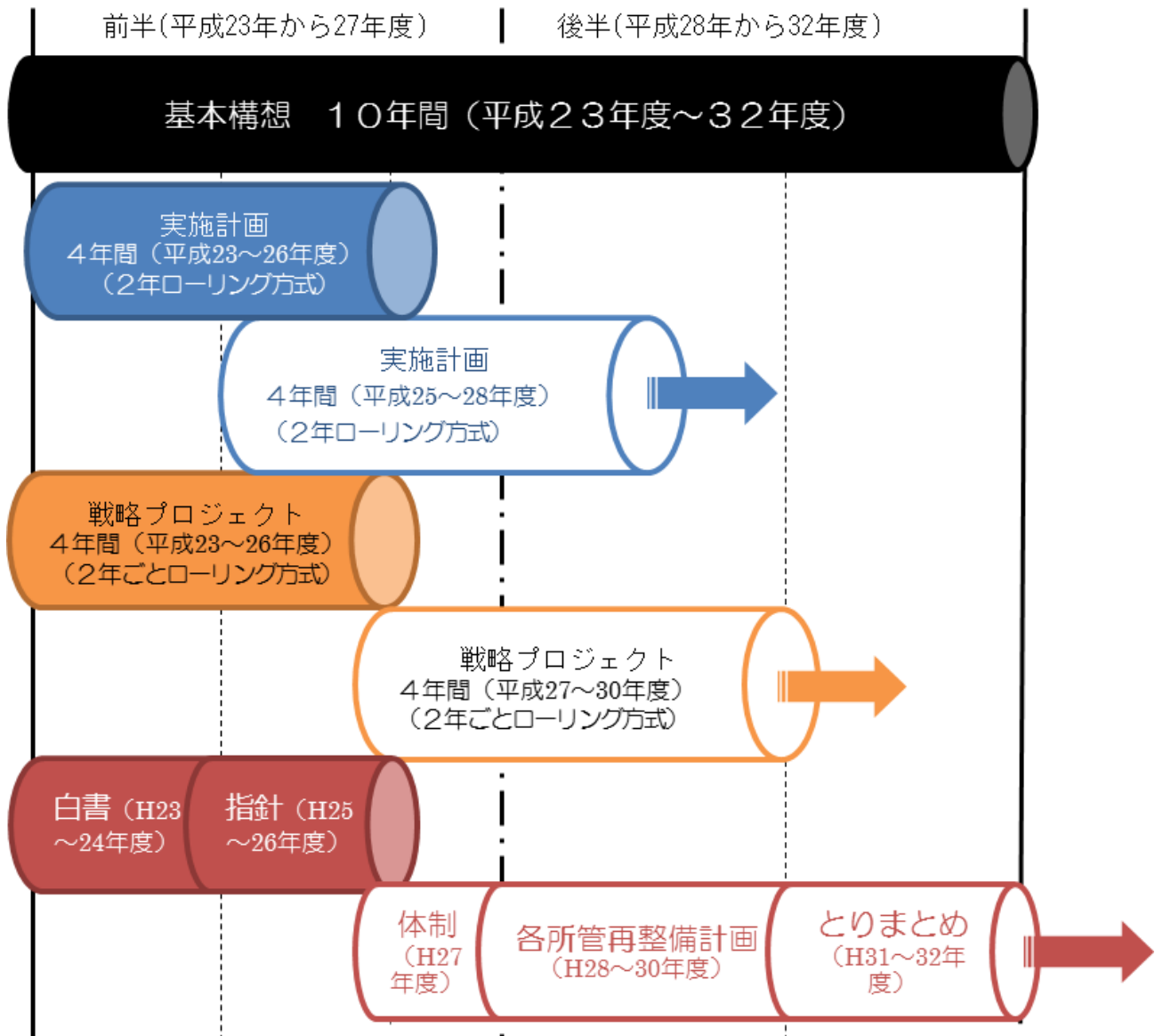


第二段階は、各公共施設の所管部署が策定した「(仮) 公共施設再整備計画」を取りまとめ「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を策定します。



「(仮) 座間市公共施設再整備計画」のスケジュールは、次を基本とします。

第四次座間市総合計画基本構想枠組み と(仮)座間市公共施設再整備計画



(2) 庁内推進体制の整備

各公共施設の所管部署で策定する「(仮) 公共施設再整備計画」においては、各所管以外の他の公共施設との複合化、管理体制の統合化など、視点を広げた考え方、計画まで、携わることは困難です。

「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を策定するには、広い視点と横断的調整が必要となります。

また、「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を策定する上で最重要となることは、公共施設の一元管理です。

現在、各公共施設所管部署が行っている公共施設の更新や維持管理は、所管部署単独で行っています。

今回、各公共施設所管部署が策定する「(仮) 公共施設再整備計画」を単に取りまとめ「(仮) 座間市公共施設再整備計画」とし、計画推進を全て所管部署まかせにして置いては、現状からの変化はありません。

これでは、そもそも公共施設利活用指針を総合計画の戦略プロジェクトとした目的である将来の財政負担の軽減が図れないこととなります。

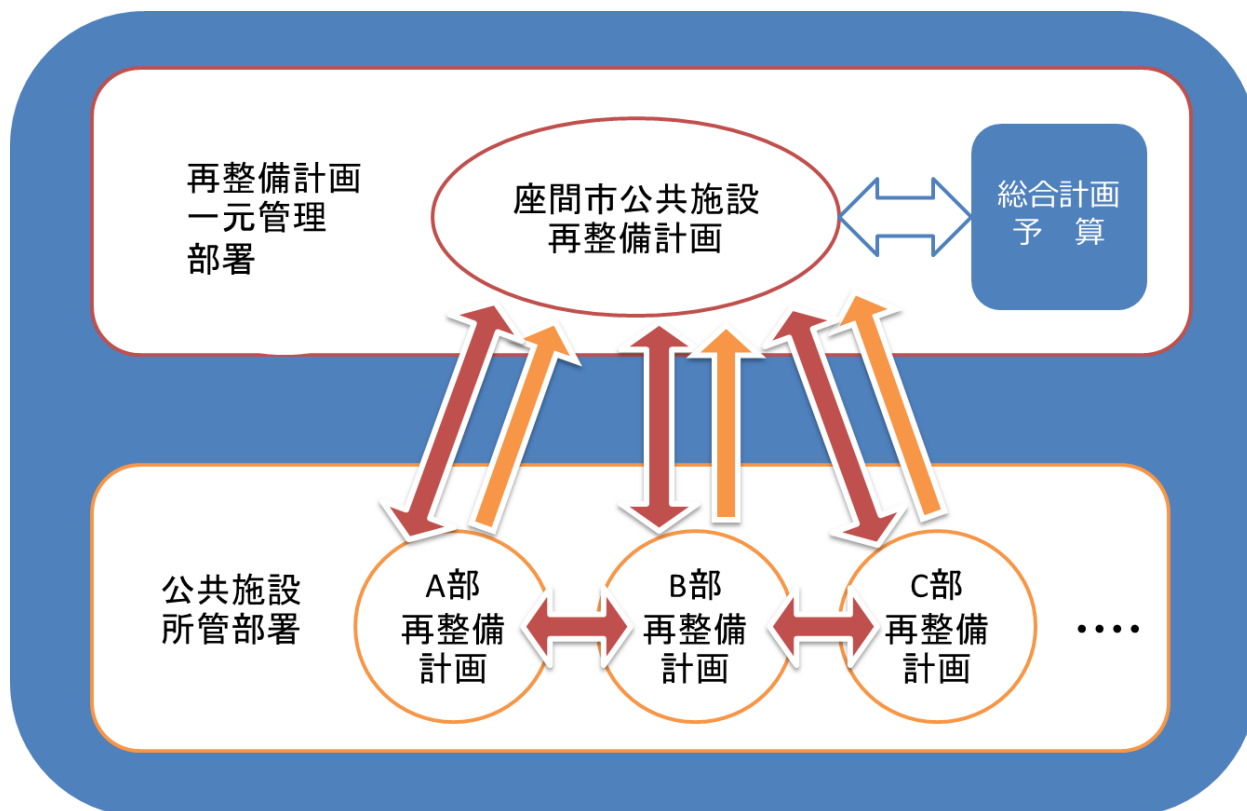
したがって、「(仮) 座間市公共施設再整備計画」をまとめ上げ、計画を推進させる体制の整備が必要です。

庁内の推進体制の整備は、方針や計画の策定で終わるものではなく、継続的に進行管理していくことが必要であり、施設の再配置や計画の進行管理を横断的な視点で行うことが必要です。

そこで「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を所管する部署を明確化します。

「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を所管する部署が庁内のリーダーシップを取ることで、全庁挙げて現有施設の再整備に取り組むことができます。

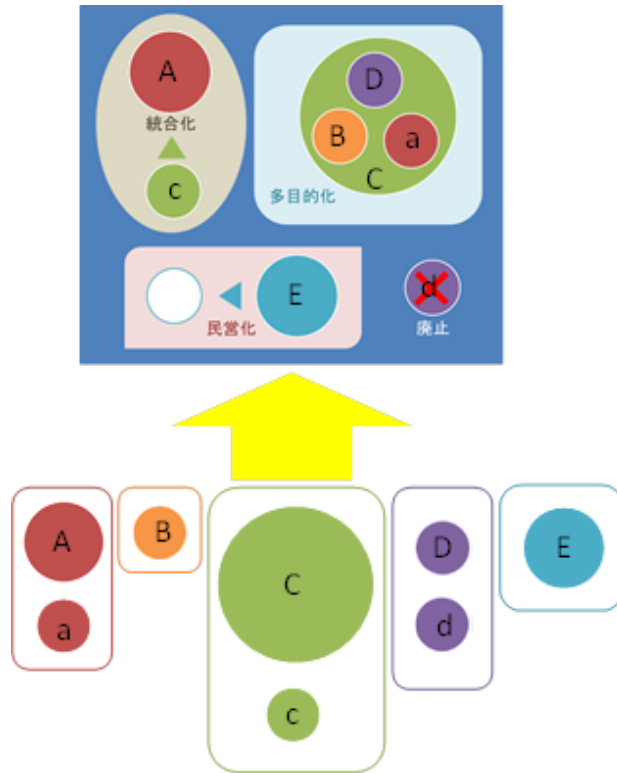
「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を所管する部署のイメージ



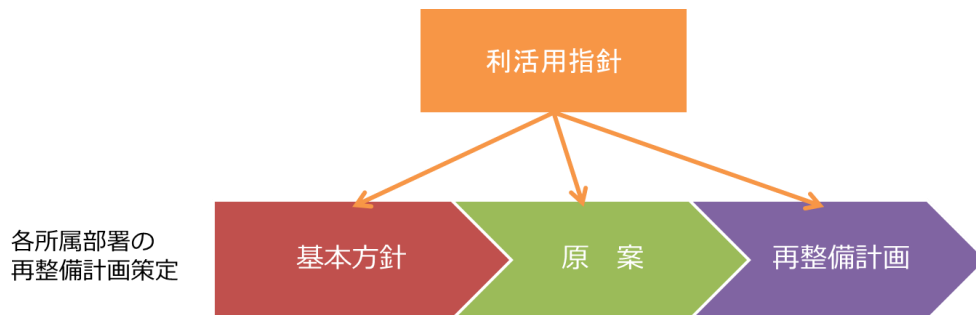
「(仮) 座間市公共施設再整備計画」を所管する部署の主な役割りとしては、次の4つです。

- ① 「(仮) 座間市公共施設再整備計画」の策定と進行管理
- ② 公共施設利活用指針準拠の確認
- ③ 総合計画や予算等との総合調整
- ④ 施設を所管する部署間の調整

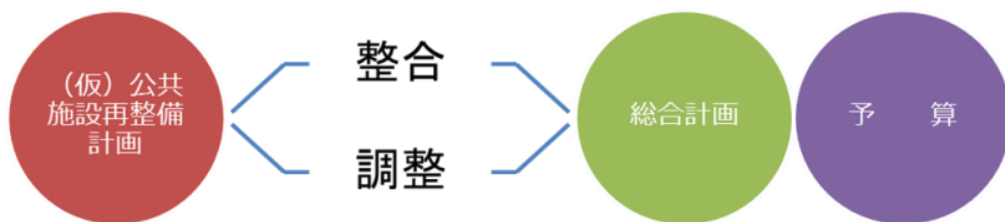
① 「(仮) 公共施設再整備計画」 策定と進行管理のイメージ



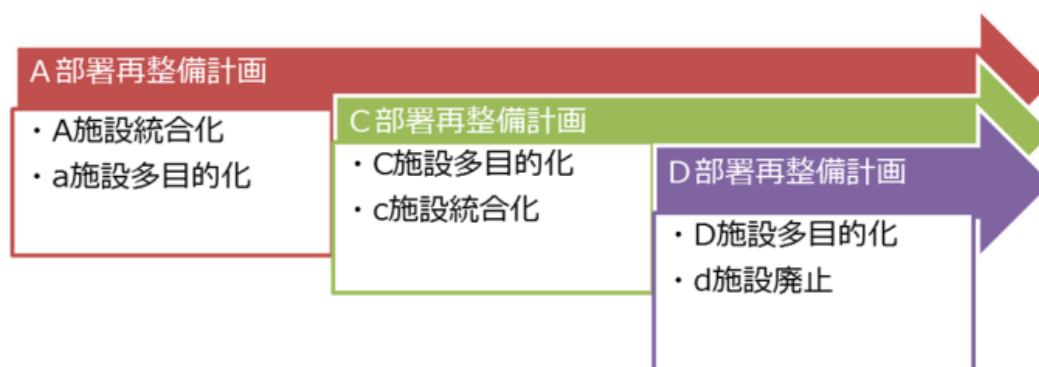
② 公共施設利活用指針確認のイメージ



③ 総合計画や予算等との総合調整のイメージ



④施設を所管する部署間調整のイメージ



最後に、公共施設の再整備計画策定のポイントを示します。

公共施設再整備計画 3つのポイント

ポイント1 再整備計画の一元管理

- ・ 公共施設の更新、維持管理に際し、財政負担の軽減、効率的な実行には、全方向、横断的な考えを持ち一元管理することが必要。

*将来的には、インフラ施設+公営企業施設も加えた市所管の全公共施設の長期的なマネジメント計画を検討する必要もある。

ポイント2 民間活力の導入

- ・ 民間活力選択の判断基準を明確化させる。
- ・ PFI手法などの民間経営的視点を持つ職員の育成が必要。

ポイント3 利活用指針、再整備計画策定意図の浸透

- ・ 利活用指針の理解と指針策定本来の意図の理解を深める。
- ・ 再整備計画を策定する目的、意図を理解する。